

競技規定改訂

(2022年4月1日)

(公財) 全日本空手道連盟
審判委員会委員長 高橋 和夫

組手競技

第2条 規定の服装

1. 男女(審判員、及びコーチ)とも宗教的に義務付けられたヘッドウェア(全空連公認)を着用することができる。
2. 女子審判員は目立たないイヤリングを着用できる。

第8条 禁止行為

カテゴリー2

5. 不活動一戦おうとしない(試合終了15秒未満の場合は適用しない)
得点、又は先取でリードしている選手に不活動を与えることはできない。

説明

Ⅲ. 顔面への接触 - ジュニア

ジュニア競技の場合、顔面、頭部及び頸部(喉を除く)への軽微なコントロールされた接触(スキントッチ)は得点となる。スキントッチ以上の接触には、負傷の原因が自己の責任によるもの(無防備)でない限りウォーニング、又はペナルティが科せられる。

Ⅳ. 顔面への接触 - カデット

カデット競技の手技による頭部、顔面、頸部への接触は禁止される。負傷の原因が自己の責任によるもの(無防備)でない限り、コンタクトが軽微であっても触れた場合は、上記Ⅱ項目どおりウォーニング、又はペナルティが科せられる。スキントッチ程度の上段蹴りは、得点となり得る。スキントッチ以上の接触には、ウォーニング又はペナルティを科す(無防備の場合を除く)。14歳未満の選手に関しては、付録10を参照のこと。

第11条 異議申し立て

4. ルールの正当性に関するプロテストで試合の進行を妨げてはならない。この種のプロテストは試合直後にコーチ、又は正式な代表者のみが異議申し立てをすることができる。
5. コーチ、又は正式な代表者は、コート主任から公式のプロテスト用紙を受け取り、記入・署名し、時間内に抗議料を添えコート主任に提出する。
6. コーチ、又は正式な代表者が時間内にプロテスト用紙を提出しなかった場合、その遅れを上訴委員会が正

当な理由によるものではなく、試合進行を妨げたと判断した場合は、却下されることも有り得る。

7. コート主任は、プロテスト用紙を上訴委員会の代表者に即座に提出する。上訴委員会は状況を検討し、全ての状況を考慮したうえで報告書を作成する。上訴委員会が結論を下すまでの時間を5分とする。
8. 正・副委員長、又は大会審判長がプロテストに直接判断を下し、その結果を上訴委員会に伝える場合も有り得る。この場合、抗議料は無料。

14. 権限、及び制約

上訴委員会の決定は、最終的なものである。ただし、理事会が決定した場合のみその決定を覆すことができる。

説明

- II. 上訴委員会は、異議申し立ての内容を検討し、必要に応じて入手した証拠を検証する。

形競技

第2条 規定の服装

3. 男女(審判員、及びコーチ)とも、宗教的に義務付けられたヘッドウェア(全空連公認)を着用することができる。
4. 女性審判員は目立たないイヤリングを着用できる。

第5条 判定基準

ステップ1:	技術面点の比較	70%を掛ける前の得点で、最も高い方が勝者となる
ステップ2:	競技面点の比較	30%を掛ける前の得点で、最も高い方が勝者となる
ステップ3:	技術面点の比較	除外されていない最低点の最も高い方が勝者となる
ステップ4:	技術面点の比較	除外されていない最高点の最も高い方が勝者となる
ステップ5:	競技面点の比較	除外されていない最低点の最も高い方が勝者となる
ステップ6:	競技面点の比較	除外されていない最高点の最も高い方が勝者となる
ステップ7:	技術面点の比較	除外された最低点の中で、最も高い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ8:	技術面点の比較	除外された最高点の中で、最も低い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ9:	技術面点の比較	除外された最低点の中で、最も低い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ10:	競技面点の比較	除外された最低点の中で、最も高い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ11:	競技面点の比較	除外された最高点の中で、最も低い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ12:	競技面点の比較	除外された最低点の中で、最も低い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ13:	技術面点の比較	除外された最高点の中で、最も高い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ14:	競技面点の比較	除外された最高点の中で、最も高い方を比較し高い方が勝者となる
ステップ15:	以上の基準を考慮して勝者が決定しない場合は、電子コイントスによって決定される	

第7条 異議申し立て

4. ルールの正当性に関するプロテストで試合の進行を妨げてはならない。この種のプロテストは試合直後にコーチ、又は正式な代表者のみが異議申し立てをすることができる。
 5. コーチ、又は正式な代表者は、コート主任から公式のプロテスト用紙を受け取り、記入・署名し、時間内に抗議料を添えコート主任に提出する。
 6. コーチ、又は正式な代表者が時間内にプロテスト用紙を提出しなかった場合、その遅れを上訴委員会が正当な理由によるものではなく、試合進行を妨げたと判断した場合は、却下されることもあり得る。
 7. コート主任は、プロテスト用紙を上訴委員会の代表者に即座に提出する。上訴委員会は状況を検討し、全ての状況を考慮したうえで報告書を作成する。上訴委員会が結論を下すまでの時間を5分とする。
 8. 正・副委員長、又は大会審判長がプロテストに直接判断を下し、その結果を上訴委員会に伝える場合もあり得る。この場合、抗議料は無料。
14. 権限、及び制約
- 上訴委員会の決定は、最終的なものである。ただし、全空連の理事会が決定した場合のみその決定を覆すことができる。

説明

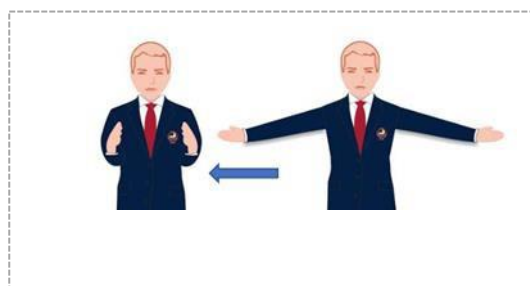
- II. 上訴委員会は、異議申し立ての内容を検討し、必要に応じて入手した証拠を検証する。

付録2:ジェスチャー及び旗の合図

つづけて

“競技の続行”

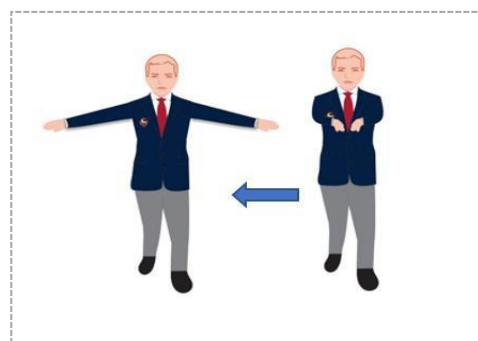
許可なく競技を中断した場合、あるいは双方が技を出さない場合、主審は非公式に競技続行の合図をする。



わかれて

“競技者を分ける”

組み、又は胸と胸を合わせる競技者に発声と共に手のひらを外側に向けて分ける合図をする。



付録 1 4 総当たり戦の例 (組手)

5. 競技者が出場資格を失う

ひとりの競技者が出場資格を失っても、その競技を続行することは可能である。例えば、相手は、4-0、又は4点を超えて得られた得点(すなわち、5-0、6-0など)のいずれかによってその試合に勝ち、他の結果でも同じく残る。競技者が出場資格を失ったり、又は負傷した場合は、その全体の競技を続行できないこともあり得る。既に終了した、又は残った進行中の試合の得点は変わらない。その試合の結果(完了、進行中、及び保留中)は無効と宣言され、その勝ち点は没収される。